

京都市公契約基本条例

平成27年11月11日条例第12号

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 市内中小企業の受注等の機会の増大（第6条～第9条）
- 第3章 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保（第10条～第22条）
- 第4章 公契約の適正な履行及び履行の水準の確保（第23条～第27条）
- 第5章 社会的課題の解決に資する取組の推進（第28条）
- 第6章 公契約審査委員会（第29条～第33条）
- 第7章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約に関し、その基本方針、本市及び受注者の責務その他の基本となる事項を定めることにより、市内中小企業の受注等の機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及び履行の水準の確保並びに社会的課題の解決に資する取組の推進を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係る契約及び京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項に規定する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 本市と公契約を締結した者をいう。
- (3) 市内中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。
- (4) 社会的課題 環境保全、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和、地域コミュニティ（本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。以下同じ。）の維持及び発展その他の社会における各般の課題をいう。
- (5) 下請等契約 次に掲げる契約をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の本市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託することを内容とする契約
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他の本市以外の者のために公契約に係る業務に従事させることを内容とする契約
- (6) 下請負者等 下請等契約における請負人、受託者又は労働者派遣（労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供する者をいう。

(7) 市長等 市長，公営企業管理者又は教育委員会をいう。

(基本方針)

第3条 公契約に関する施策は，次に掲げる基本方針に基づき，推進されるものとする。

- (1) 地域経済の活性化及び雇用の創出を図るとともに，地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制及びその能力の維持及び向上を図ることにより，本市が将来にわたって，活力に満ちた，人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには，市内中小企業の持続的な発展が不可欠であることに鑑み，市内中小企業の受注等の機会の増大を図ること。
- (2) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境が確保されること。
- (3) 本市と受注者との協働により，公契約の適正な履行及び履行の水準を確保すること。
- (4) 公契約の公正性，競争性及び透明性を確保すること。
- (5) 公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組の推進に努めること。

(本市の責務)

第4条 本市は，基本方針にのっとり，公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は，基本方針にのっとり，公契約が公共の利益の増進に資するものであることを自覚し，公契約の適正な履行に努めなければならない。

第2章 市内中小企業の受注等の機会の増大

(市内中小企業への発注)

第6条 本市は，法令上の制限がある場合，専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他特別の事情がある場合を除き，市内中小企業へ発注するよう努めるものとする。

(市内中小企業の受注等の機会の増大)

第7条 本市は，市内中小企業に限定した発注を行うことが困難な場合においても，事業者が共同して受注する方式を採用し，その構成員に市内中小企業を加えるよう求める取組，経済的合理性に配慮し，及び公契約の適正な履行及び履行の水準を確保したうえで発注する単位を分離し，又は分割する取組等を行うことにより，市内中小企業が公契約を受注し，又は公契約に参画することができる機会の増大に努めるものとする。

(下請等契約)

第8条 受注者及び下請負者等（以下「受注者等」という。）は，市内中小企業と下請等契約を締結するよう努めるものとする。

(本市の区域内において生産された物等の使用)

第9条 受注者等は，公契約の履行に当たっては，本市の区域内において生産され，又は製造された物を使用するよう努めるものとする。

第3章 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

(適正な労働環境の確保並びに維持及び向上)

第10条 本市及び受注者等は，公契約に従事する労働者の雇用の安定その他適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努めるものとする。

(労働関係法令の遵守)

第11条 受注者等は，最低賃金法その他の労働関係に関する法令（以下「労働関係法令」

という。)を遵守しなければならない。

(労働関係法令遵守状況報告書の提出)

第12条 対象公契約（指定管理協定その他別に定める公契約をいう。以下同じ。）を締結した者（以下「対象受注者」という。）は、別に定める日までに、労働関係法令の遵守状況を確認するための別に定める事項を記載した報告書（以下「労働関係法令遵守状況報告書」という。）を市長等に提出しなければならない。

2 前項の別に定める公契約に係る下請負者等（当該公契約が建設業法第2条第1項に規定する建設工事に係るものである場合にあっては、同条第5項に規定する元請負人又は下請負人に該当するものに限る。以下「対象下請負者等」という。）は、別に定める日までに、労働関係法令遵守状況報告書を対象受注者に提出しなければならない。

3 対象受注者及び対象下請負者等（以下「対象受注者等」という。）は、前2項の規定により提出した労働関係法令遵守状況報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面により、対象受注者にあっては市長等に、対象下請負者等にあっては対象受注者に届け出なければならない。

4 対象受注者は、対象下請負者等から第2項の規定による労働関係法令遵守状況報告書の提出又は前項の規定による届出があったときは、別に定めるところにより、当該労働関係法令遵守状況報告書又は当該届出に係る書面を市長等に提出しなければならない。

(説明等の要求)

第13条 市長等は、必要があると認めるときは、対象受注者に対し、労働関係法令遵守状況報告書（対象下請負者等に係るものを含む。）の記載事項に関し説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求めることができる。

2 対象受注者は、前項の規定により対象下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書の記載事項に関し説明等を求められた場合において、必要があると認めるときは、対象下請負者等に対し、説明等を求めることができる。

3 市長等は、対象下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書の記載事項に関し対象受注者へ説明等を求めることが適当でないとき、対象下請負者等に対し、当該事項に関し説明等を求めることができる。

(関係機関への通報)

第14条 市長等は、受注者等が労働関係法令を遵守していないことを確認した場合において必要があると認めるときは、都道府県労働局長その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に通報するものとする。

(措置結果報告書の提出)

第15条 対象受注者等は、労働関係法令遵守状況報告書により報告すべき労働関係法令につき遵守していない事項（以下「不遵守事項」という。）があるときは、別に定める期間内に、必要な措置を講じ、当該措置の結果を記載した報告書（以下「措置結果報告書」という。）を市長等に提出しなければならない。

(説明等の要求の規定の準用)

第16条 第13条の規定は、措置結果報告書について準用する。

(不遵守事項の解消の要求)

第17条 市長等は、不遵守事項の解消を確認することができないときは、対象受注者等に

対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じ、措置結果報告書を提出するよう求めることができる。

(公表等)

第18条 市長等は、対象受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨その他別に定める事項を公表することができる。

- (1) 第12条第1項又は第2項の規定により労働関係法令遵守状況報告書を提出せず、又は虚偽の労働関係法令遵守状況報告書を提出したとき。
- (2) 第12条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第12条第4項の規定に違反したとき。
- (4) 第13条（第16条において準用する場合を含む。）の規定による説明等の要求を拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。
- (5) 第15条又は前条の規定により措置結果報告書を提出せず、又は虚偽の措置結果報告書を提出したとき。

2 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による公表をした場合において、労働者の適正な労働環境を確保するため特に必要があると認めるときは、関係機関に対し、当該対象受注者等に対する必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(対象下請負者等への明示)

第19条 対象受注者（指定管理協定を締結した者を除く。）又は対象下請負者等は、対象公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、委託し、又は派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）を当該業務に従事させる契約を締結しようとするときは、当該契約を締結しようとする者に対し、当該業務が対象公契約に係るものであることを明らかにしなければならない。

(対象労働者への明示)

第20条 対象受注者等は、対象公契約に係る業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に対し、当該業務が対象公契約に係るものであることその他別に定める事項を明らかにしなければならない。

(通報及び相談の窓口の設置)

第21条 本市は、対象労働者その他の者からの対象公契約における労働関係法令の違反に関する通報を受け、又は相談に応じる窓口を設置するものとする。

(関係機関との連携)

第22条 本市は、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るため、関係機関との連携を図らなければならない。

第4章 公契約の適正な履行及び履行の水準の確保

(適正な予定価格等の算出)

第23条 本市は、公契約の適正な履行及び履行の水準並びに労働者の適正な賃金を確保するため、合理的な積算を基礎として、予定価格及び最低制限価格を算出するものとする。

(履行状況の評価及びその結果の反映)

第24条 本市は、公契約の適正な履行及び履行の水準を確保するため、公契約の履行状況

を適切に評価し、その結果を当該評価後に行われる公契約における相手方の選定に反映させるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第25条 本市及び受注者は、将来にわたって公契約の適正な履行及び履行の水準の確保を図るため、公契約の担い手となる人材の育成に努めるものとする。

(下請等契約の適正化)

第26条 受注者と下請負者等との間で下請等契約を締結するに当たっては、両者は、公契約の適正な履行及び履行の水準並びに適正な労働環境を確保するため、両者が対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法その他両者の関係を規律する法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。

(不正行為等の排除)

第27条 本市は、談合その他の不正行為及び不良又は不適格であると認められる事業者を公契約から排除するため、必要な措置を講じなければならない。

第5章 社会的課題の解決に資する取組の推進

第28条 本市は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加に必要な資格を定める場合にあっては本市が指定した特定の社会的課題の解決に資する取組を行っている者を優遇し、又は公契約の相手方を選定するに際して価格以外の要素を特に評価する必要がある場合にあっては地方自治法施行令に定める総合評価一般競争入札その他の方式により当該取組を行っている者を評価する等、社会的課題の解決に資する取組を推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第6章 公契約審査委員会

(審査委員会)

第29条 公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審査委員会の組織)

第30条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第32条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第33条 審査委員会は、本市が実施した入札及び締結した公契約に関し、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査委員会の決議とする

ことができる。

第7章 雑則

(委任)

第34条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第10条及び第11条を除く。）、第6章及び次項から附則第4項までの規定は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 第12条の規定は、同条の規定の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る対象公契約について適用する。

(委員の任期の特例)

3 第6章の規定の施行の際現に次項の規定による改正前の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1に規定する京都市契約審査委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、第6章の規定の施行の日審査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。